

《 児童扶養手当のご案内 》

次の支給要件に該当する『満 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの児童』を監護する父・母・父母に代わって児童を養育する方に、支給される手当です。

(外国人の方も、支給対象に含まれます。)

支給要件 (対象となる児童)

- ▶ 父母が離婚した児童
- ▶ 父 または 母 が死亡した児童 (遺族年金を受給できない場合等)
- ▶ 父 または 母 が重度の障がいの状態にある児童
- ▶ 父 または 母 の生死が明らかでない児童、父母ともに不明である児童
- ▶ 父 または 母 から引き続き 1 年以上遺棄されている児童
- ▶ 父 または 母 が裁判所からの DV 保護命令を受けた児童
- ▶ 父 または 母 が法令により引き続き 1 年以上拘禁されている児童
- ▶ 母が婚姻によらないで出産した児童



支給対象とならない児童

- ▶ 父 または 母 が婚姻しているとき。(事実上の婚姻関係にある場合も含まれます。)
- ▶ 児童が「児童福祉施設などに入所」や「里親に委託」するとき

所得の制限

- 受給資格者・扶養義務者の所得状況に応じて、支給区分と支給額が判定されます。(下表参照)
- 所得基準額には、児童の父・母から受け取った養育費の 8 割の額が合算されます。

【所得額と支給区分表】

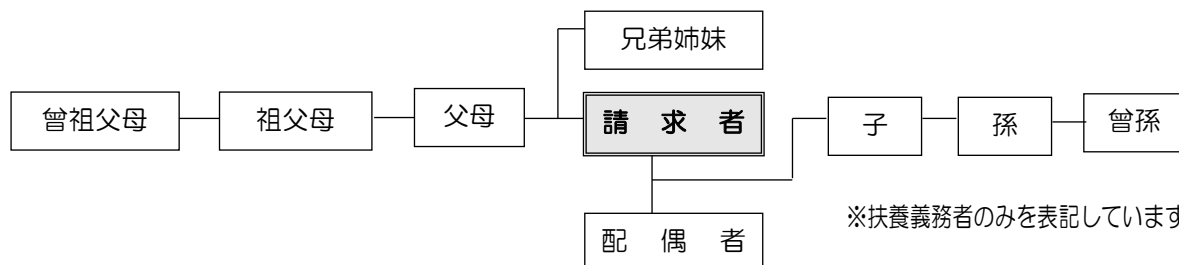
(R6. 11. 1 時点)

支給区分 扶養 親族の数	受給資格者の所得基準額			扶養義務者等 の所得基準額
	全部支給	一部支給停止	全部支給停止	全部支給停止
0 人	690,000 円未満	690,000 円 ～2,080,000 円未満	2,080,000 円 以上	2,360,000 円以上
1 人	1,070,000 円未満	1,070,000 円 ～2,460,000 円未満	2,460,000 円 以上	2,740,000 円以上
2 人	1,450,000 円未満	1,450,000 円 ～2,840,000 円未満	2,840,000 円 以上	3,120,000 円以上
3 人 以上	以下、380,000 円ずつ加算します。			以下、380,000 円 ずつ加算します。

※扶養親族数と所得額の相対額は、目安です。扶養される方の区分により違いがあります。

扶養義務者とは？

- 扶養義務者は、次のとおりです。世帯を分けていることに関わらず、同居する者が扶養義務者となります。(別棟にお住まいであっても生計が同一の場合は含まれます。)



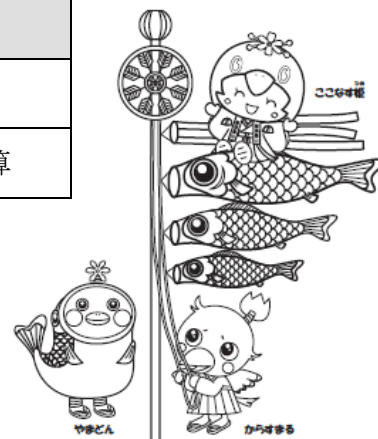
※扶養義務者のみを表記しています。

手当の月額

- ▶ 支給額は、児童 1 人を基本として、監護する児童の数により加算されます。
- ▶ 支給区分は、受給資格者の所得状況に応じて判定されます。

(R6.11.1 から)

支給区分 児童数	全部支給の場合	一部支給停止の場合
児童 1 人	45,500 円	45,490 円 ～ 10,740 円
児童 2 人以上	10,750 円 加算	10,740 円 ～ 5,380 円 加算

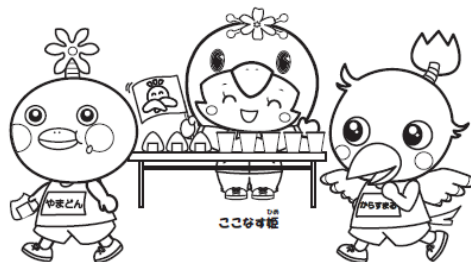


手当の支給方法

- ▶ 認定された月の翌月から、支給開始となります。
- ▶ 登録された金融機関の口座に、次の日程で支給されます。

対象月 (月)	11・12 月	1・2 月	3・4 月	5・6 月	7・8 月	9・10 月
振込月	翌年 1 月	3 月	5 月	7 月	9 月	11 月

※振込日は、原則、11 日です。土・日・祝日にあたるときは、その直前の金融機関の営業日です。



その他の注意事項

【手続き】

- 家族構成や受給資格者の状況に変わりがありましたら、こども課で手続きをお願いします。
 - ▶ 住所・氏名・振込先を変更するとき（住所と実際のお住まいが違う場合も含みます。）
 - ▶ 所得が高い扶養親族と同居を始めるとき。または、その方が転出するとき。
 - ▶ 市外に転出するとき。

【公的年金】

- 公的年金等を受給される方は、その額が児童扶養手当額を下回る場合に、差額分を受給できます。該当する場合は、こども課にご相談ください。
(公的年金を受給しているにも関わらず、偽って児童扶養手当を受給した場合は、全額返還いただきます。)

資格を喪失する場合

- 次の事由に該当する場合は、児童扶養手当の受給資格がなくなります。
 - ▶ 受給資格者が婚姻したとき。または、事実上の婚姻関係にあるとき。
(異性と同居される場合は、事実上の婚姻関係とみなされることがあります。)
 - ▶ 児童を監護しなくなったとき。児童福祉施設入所や里親委託等になったとき。
 - ▶ 受給者または児童が亡くなったとき。
- ※これらに該当するにも関わらず、偽りや不正で手当を受給した場合は、事案が生じた日から支給した分の手当を、全額返還いただくこととなります。